

平成22年度

横浜市磯子海づり施設
指定管理者 事業計画書

平成22年1月

横浜港ターミナル運営協会

施設の管理運営に関する基本事項

対象施設 【 磯子海づり施設 】

対象期間 平成22年4月1日 ~ 平成23年3月31日

施設の運営（開園・開場）時間

時期	開園(開場)	閉園(閉場)	休園日(休業日)
3月から6月	8:00	18:00	12月30日から1月1日
7月から8月	8:00	19:00	
9月から10月	8:00	18:00	
11月から2月	8:00	17:00	

施設の利用料金

利用料金			
	大人	小中学生	
釣り料金	500円	300円	
見学料金	100円	50円	
団体割引(20人以上)			
	大人	小中学生	
釣り料金	250円	150円	
見学料金	50円	20円	
釣り回数券			
	割引率	大人	小中学生
5枚	3割引	1,750円	1,050円
10枚	4割引	3,000円	1,800円
20枚	5割引	5,000円	3,000円
※ その他契約団体については2割引契約の制度あり			
撮影料金 1件(業として広告写真の撮影又は映画の撮影その他これらに類する行為)			
静止画	1,000円		
動画	3,000円		

減免基準

例：1			
減免適応対象	減免対象者	減免率	説明
学校教育法に規定する学校の長が、教育上の目的で使用する時	小中学生 小学校（特別支援学校の小学部及びこれに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及びこれらに準ずるものを含む。）の生徒をいう。	全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長が申請すること。 ・ 正規の教科以外のクラブ活動、部活動、生徒会活動の場合は、1/2減免とする。 ・ 前述の場合、愛好会、同好会には適用しない。
撮影料金減免基準			
横浜市及び横浜市磯子海づり施設のPRや振興に寄与する撮影であると認められる場合は撮影料金を全額又は1/2減免する。			

平成22年度 管理執行体制
職員配置体制表

平成22年4月1日現在
施設名 (磯子海づり施設)

1.海づり施設管理担当表

磯子海づり施設 横浜港ターミナル運営協会職員

氏名	役職	担当部署
■■■■■	職員	磯子海づり施設所長
■■■■■	職員	磯子海づり施設副所長

磯子海づり施設 現場職員

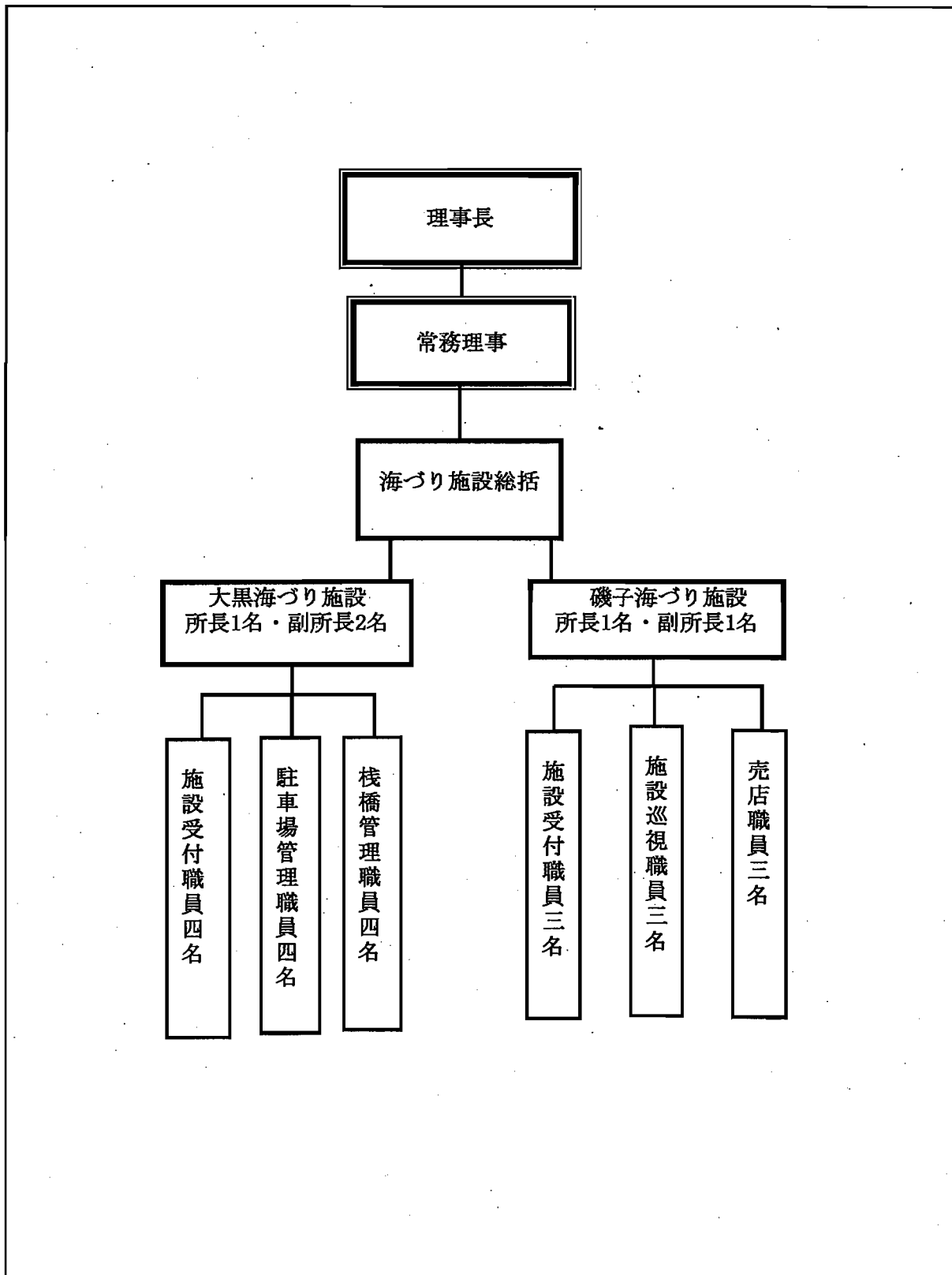
氏名	役職	担当部署
■■■■■	受付職員	栈橋受付業務
■■■■■	受付職員	栈橋受付業務
■■■■■	受付職員	栈橋受付業務
■■■■■	巡視職員	栈橋保安業務及び清掃
■■■■■	巡視職員	栈橋保安業務及び清掃
■■■■■	巡視職員	栈橋保安業務及び清掃
■■■■■	売店職員	売店勤務
■■■■■	売店職員	売店勤務
■■■■■	売店職員	売店勤務

2.各業務担当表

氏名	役職	栈橋管理	修繕関係	警備関係	総務・経理
■■■■■	所長	主	主	主	副
■■■■■	副所長	主	主	主	副
■■■■■	調査役	副	主	副	副
■■■■■	調査役	副	副	副	主
■■■■■	主任				主
■■■■■	受付職員	副			副
■■■■■	受付職員	副			
■■■■■	受付職員	副			
■■■■■	巡視職員	副	副	副	
■■■■■	巡視職員	副	副		
■■■■■	巡視職員	副	副		
■■■■■	売店職員			副	
■■■■■	売店職員				
■■■■■	売店職員				

平成22年度 管理執行体制
責任体制

施設名 (磯子海づり施設)



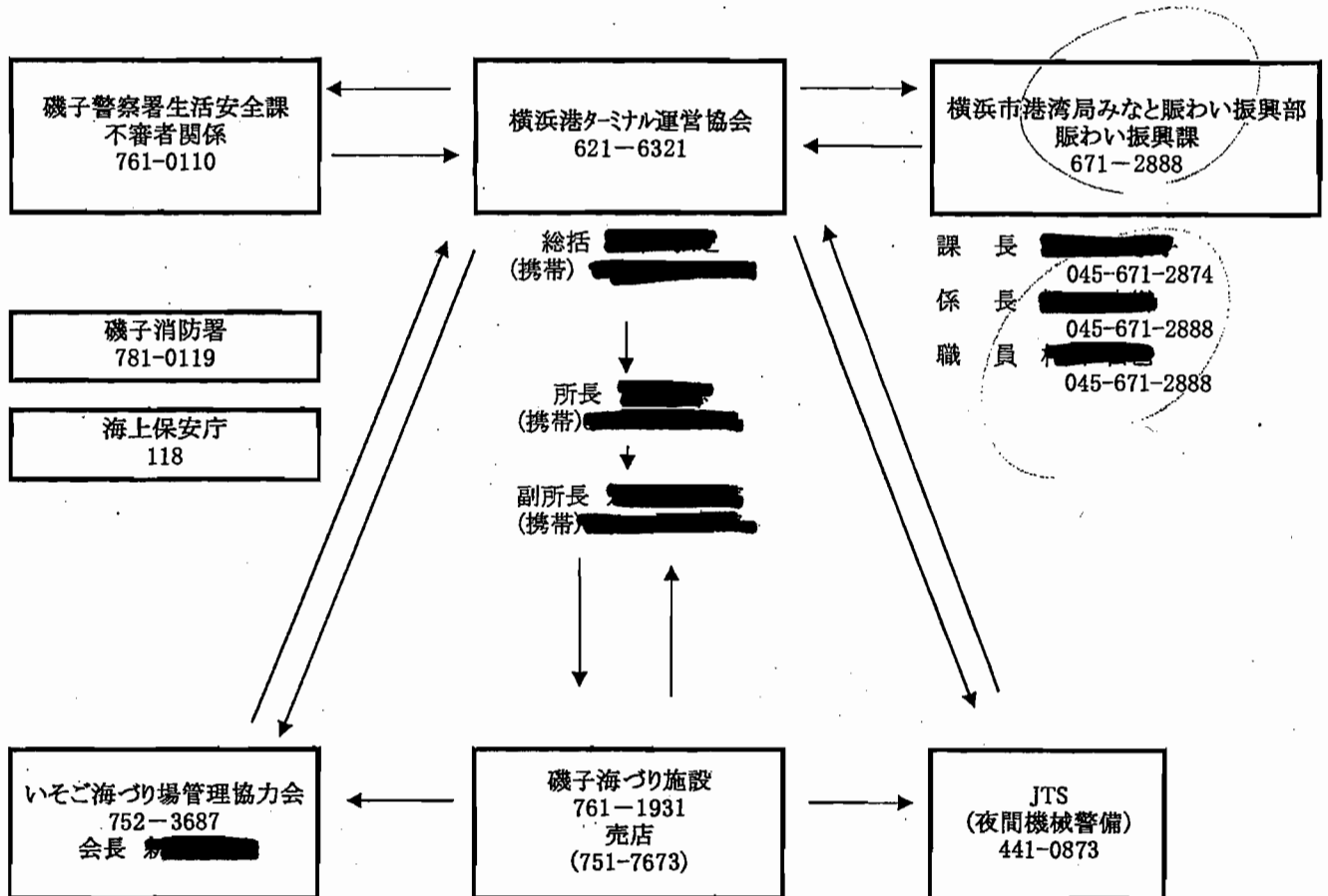
平成22年度 管理執行体制

緊急連絡体制表

平成22年4月1日現在

施設名 (磯子海づり施設)

磯子海づり施設 緊急連絡網

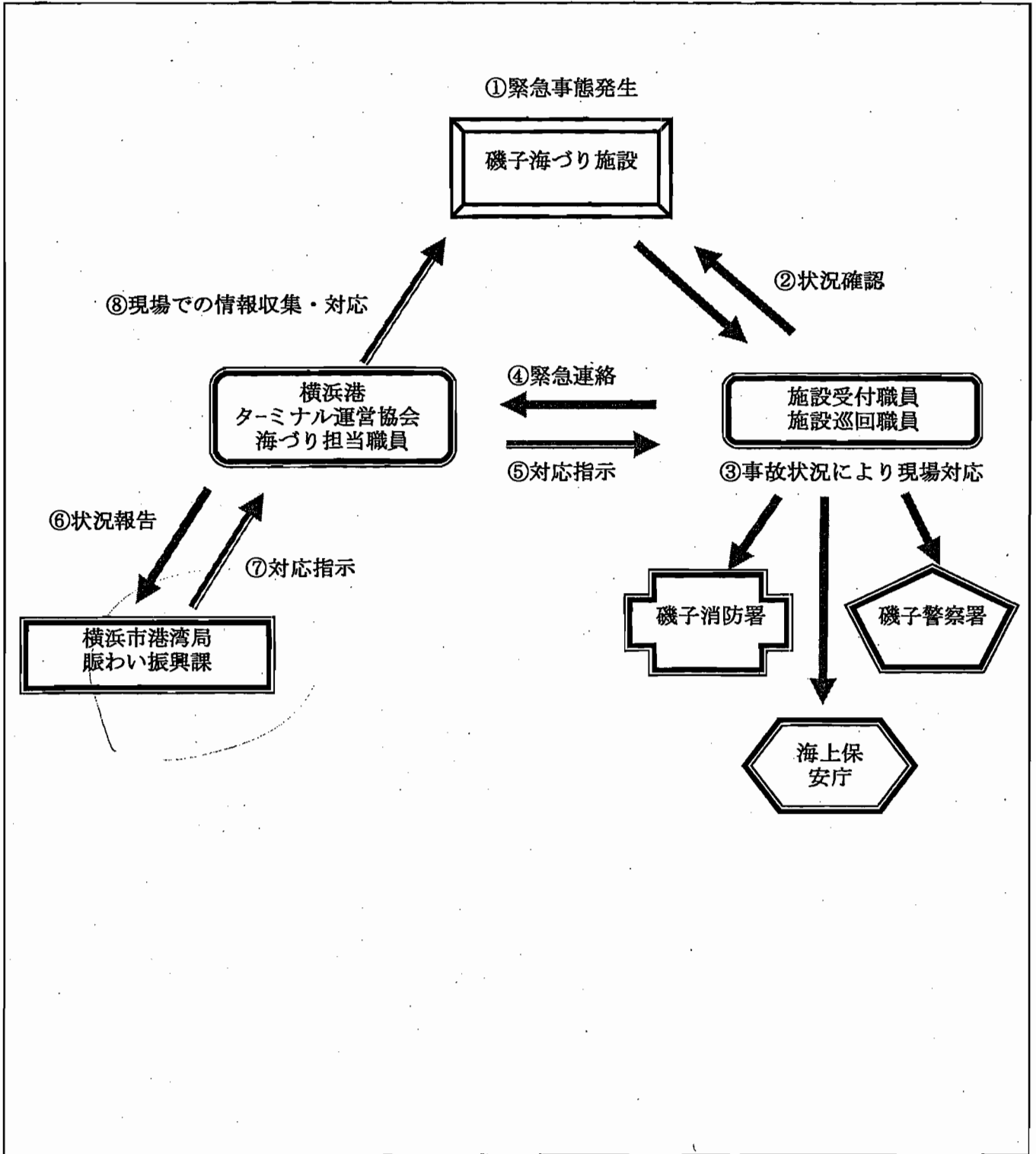


平成22年度 管理執行体制

緊急対応業務フロー

施設名

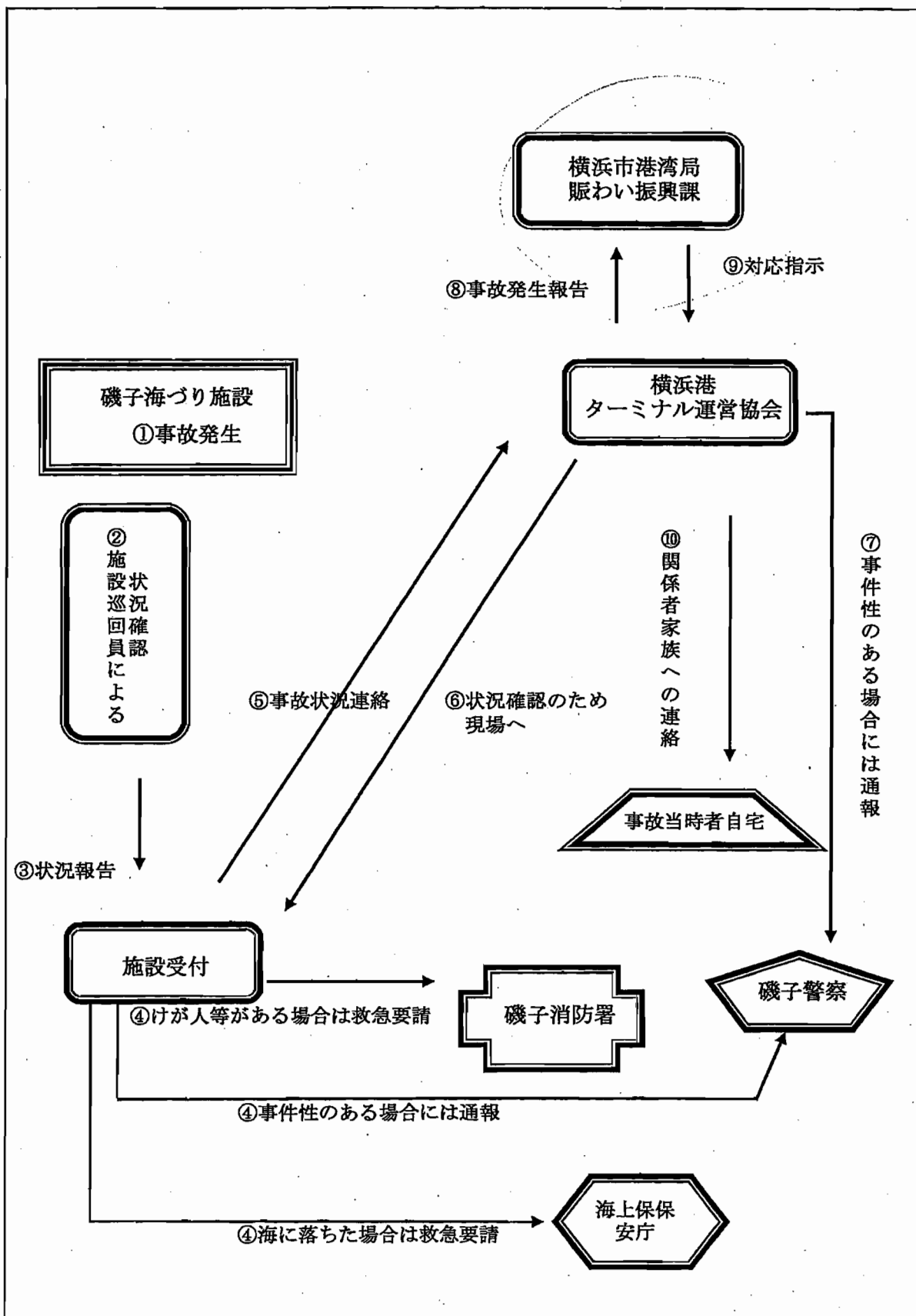
(磯子海づり施設)



平成22年度 管理執行体制

事故発生時対応

施設名 (磯子海づり施設)



平成22年度 年間業務計画表

施設名(磯子海づり施設)

事業名		実施	実施内容
清掃	清掃	毎日2時間ごと	栈橋巡回時に手作業にて清掃、ゴミ回収
	外壁清掃	年2回	職員による受付外壁、倉庫外壁手洗い清掃
	ゴミ処理清掃	週2回	収集したゴミを手作業にて選別し処理業者へ
	廃棄処分	週1回	専門業者へ依頼
安全	巡回	毎日2時間ごと	利用者へ釣りアドバイスを兼ねながら、安全確認
	警備	毎日	営業終了時に機械警備
	施設点検	毎月1回	日々の目視点検の他に月1回テストハンマーによる点検
	救助・避難訓練	毎月1回	毎月1回テーマを変えての訓練を実施

横浜市磯子海づり施設 安全対策及び救助マニュアル

この安全管理マニュアルは横浜市磯子海づり施設の利用者の安全と快適な利用を図ることを目的として定めるものである。

I 安全対策について

- 1 横浜市磯子海づり施設職員は、施設利用者の安全に留意し、施設を快適に利用できるよう常に十分な注意をはらうこと。
- 2 横浜市磯子海づり施設職員は、利用者の危険な行為を発見した場合は直ちに必要な措置を講じ、対応報告を関係各機関へ報告すること。

※ 危険な行為とは

- ① 手摺から海へ身を乗りだしたり、上ったりすること。
- ② 栈橋上を走り回ること。
- ③ 栈橋下へ降りて釣りをすること。
- ④ 投げ釣りをする場合に、周囲に注意を払わずに竿を振り投げること。
- ⑤ 酩酊して釣りを行なうこと。
- ⑥ 栈橋上で火気等を使用すること。
- ⑦ 大声等他の利用者へ迷惑を及ぼすこと。
- ⑧ その他、職員が危険であると判断した行為。

※ 安全を確保するための必要な措置

- ① 危険な行為を行っている者へ口頭による注意。
 - ② 酩酊者へは、状況により事務所へ誘導して休憩をとってもらう。
 - ③ 施設全体へは、放送による注意の喚起。
 - ④ 来場者同士のトラブル等で他の施設利用者へ危害が及ぶおそれのある場合については、他の施設利用者がトラブルにまき込まれることのないようにし、警察への出動要請を行う。
- 3 事故や怪我等にたいしては、迅速に行動できるよう必要資材を確保するとともに設備に万全の注意し、その取扱いに習熟しておくこと。
 - ・ 救命浮輪、ゴムボート、非常梯子、救命胴衣、担架。
 - ・ 消毒液、包帯等その他救急セット。
 - 4 地震や強風、雷等の気象には常に注意し、これらに関する情報を的確かつ早期に把握し、危険と判断した場合は、直ちに必要な措置を講ずること。

◆ 台風及び強風について

- ① 気象庁の台風情報に基づく港湾局からの配備計画に沿って、各施設での対応を実施する。
- ② 施設を開場する場合には、来場者に対して、施設入場の際に風、波等が普段よりも強いことを告げ、注意を促すこと。
- ③ 常時放送により、注意を呼びかけ、状況の変化によっては閉場の可能性もあることを放送で告げること。
- ④ 台風の接近が確実で、港湾局との協議により、施設を閉場することが決定した場合には、既に入場されている方へ危険回避のため、施設を閉場することを放送する。職員は施設の備品、構築物等が被害を受けることのないよう必要な措置をすること。
- ⑤ 事前の閉場が決まり次第、施設入口に閉場のお知らせを掲げるとともに、横浜市交通局へ閉場の連絡を行ない、HPにおいて閉場のお知らせを流すこと。
- ⑥ 閉場が決定したのちについても、緊急連絡のため職員1名は施設内へ待機。
- ⑦ その他、台風以外の強風時についても安全を第一とし、同様の対応を行なうものとし、風速計により風速10mを超えた時点で、来場者へ注意の喚起放送を行なうこと。15mを超え、危険と思われる場合には場外への退避を放送により呼びかける。20mを越えた時点では放送だけではなく、職員により場外への避難誘導の実施を行ない、利用者に対して早期の帰宅を促す。

◆ 大雨について

- ① 気象庁の気象情報に基づき、港湾局との協議により施設での対応を実施する。大雨警報が発令されている場合については事前に施設を閉場する。
- ② 大雨により道路の冠水等で交通機関の運行が中止されたことが分かった場合には施設を閉場し、すでに入場されている方へは天候状況を放送で告げ、帰宅を急いでいただくと同時に、施設の入口へ休場の掲示を行なう。
- ③ 職員による施設内の点検を行なったのち、異常が認められなければ、緊急連絡要員を1名残し、他の職員については帰宅する。

◆ 雷について

- ① 施設に設置された雷雲警報に基づき、第一段階については、来場者に対し、雷雲の接近があり、今後状況により釣りを中止し、事務所への一時的な避難もあることを放送により事前に知らせる。
- ② 雷雲警報の第二段階の警報が発報した場合は、来場者に対して事務所への避難勧告を放送し、職員により速やかに管理棟への誘導を行なう。
- ③ 新たな来場者に対しては、施設入口において一時閉鎖の掲示を行なうとともに、

職員による現状説明を来場者へ行ない、安全対応のための閉場への理解を求める。

◆ 地震・津波について

- ① 地震を感知したら、職員による来場者の安全確認を行なうとともに、施設の被害状況の確認を行なう。
- ② 正確な地震情報収集に努め、来場者へいち早く地震情報を放送により伝えること。特に津波についての正確な情報を施設利用者へ伝えるとともに、必要な対応をとること。
- ③ 地震が震度5以上であれば、来場者へ放送により避難を呼びかけるとともに、負傷者の有無を確認するとともに、職員による場外への避難誘導を実施する。また、港湾局ほか関係各機関への連絡を行なう。
- ④ 負傷者が確認された場合は、負傷者の避難を行なうとともに、救急要請を消防署へ行なう。また、軽傷であれば、職員の手により応急手当を行ない、安全の確保を第一とする。
- ⑤ 施設に被害が認められ、営業をすることが危険と判断される場合には、施設を閉場し、関係各機関へ現状報告を行ない、HPへも閉場のお知らせを流す。すでに入場されている方へは、放送により現状説明を行ない、閉場のお知らせを行なう。
- ⑥ 施設へ被害もなく、余震の心配もなくなり、営業を再開できると判断した時には、港湾局と協議を行ない、他の海づり施設の状況等も勘案して、営業の再開を行なう。

◆ 雪について

- ① 施設への積雪が予想され、足元が滑りやすく、来場者にとって危険な状態になる恐れがある場合、港湾局と協議のうえ、施設を閉鎖する。閉場のお知らせを施設入口へ掲示するとともに、横浜市交通局へ閉場の連絡を行なう。HPへも閉場のお知らせを流す。
- ② 降雪が軽く、職員の手による除雪で、施設を開場しても安全であると判断される場合は、営業を行なう。

◆ 火災について

- ① 施設内において火災を発見し、発見者が職員であれば、もつとも近くにある消火器による消火を行なうとともに、周辺の利用者へ避難を呼びかけ、利用者の安全を優先する。
- ② 利用者からの通報により、火災発生を知らされた場合には、消火器を持ち、現場に急行し、消火に努める。

- ③ 火災の勢いが強く、消火器等での消火が無理と判断された時には、消防署への通報を行ない、火勢が広がらないように努める。
- ④ 火災による被害者の有無を確認するとともに、入場者を施設外へ避難誘導し、利用者の安全確保に努める。
- ⑤ けが人等が確認された場合には、けが人の安全と怪我の手当を第一とし、救急車の出動を要請する。
- ⑥ 鎮火が確認され、消防及び警察の調べが済み、安全が確認されるまでは何人も施設内へ入れないような措置をすること。

II 事故対応について

1 栈橋からの転落事故

※ 現場対応について

- ① 事故発見者が職員の場合は、直ちに救助活動に入るとともに、近くの入場者に対し、救助活動の協力、及び、管理棟への通報連絡を依頼する。
- ② 事故発見者が入場者の場合で、通報により事故発生を知らされた場合は、直ちに事故現場に向かい、救助活動に入る。
- ③ 管理棟（事務所）にあつては連絡要員として、1名は事務所内に待機し、救急車の要請及び、関係各機関への連絡等にあたる。

※ 関係機関への連絡

① 消防署（Tel 119番）

救急車を必要と判断した場合には、直ちに出勤要請する。

② 海上保安庁（Tel 118番）

レスキューが必要と判断した場合は、直ちに出勤を要請する。

③ 警察署（Tel 110番）

事故として連絡が必要と判断した場合は、直ちに出勤を要請する。

④ 港湾局

横浜市港湾局 南部管理課 Tel 623-8321

事故が発生した時点で所管局へ直ちに連絡をする。勤務時間外であれば別紙緊急連絡網に従い順次連絡をする。

⑤ 事故当事者の家族への連絡

救助活動を終了した後に、本人又は、同伴者から連絡先を尋ね、家族への連絡をとり、状況により家族の方に施設へ来場をお願いする。また、連絡先等が不明な場合については所持品等から調べる。

※ 海への転落者の救助方法について

- ① 事故現場付近に職員がいた場合には、浮輪を投げて転落者を浮輪につかまらせ、転落者の安全を確保した後、近くの入場者へ事務所への救助要請を依頼する。
- ② 転落者に体力的余裕がなく、浮輪へつかまることもできない緊急の場合には、近くの入場者へ浮輪の紐を持ってもらい、職員が浮輪を持って海に入り、転落者を確保する。
- ③ 転落者に意識がなく、心肺停止状態にある時は、心臓マッサージ及び人工呼吸を行なう。(職員については日赤より年1回の救命方法についての研修を受講)
- ④ 転落者については、救助後、体温を保つように毛布等で保温し、救急車による病院への搬送をできるだけ早く行なう。(本人に意識があり、病院への搬送を断つても、救急隊員が到着するまでは施設内へ留めて、救急隊員による転落者の安全が確認されるまでは本人を帰すことはしない)
- ⑤ 事故発生とともに施設は臨時閉場をし、施設入口において、職員による状況説明を行ない、新たな来場者については入場をお断りする。すでに施設内にいる方については放送で臨時閉場をお知らせし、出口にて状況説明を一人々に行ない、理解いただく。関係各機関の事故処理が終るまでは、営業を行なわない。

2 その他の事故

※ 転倒等による負傷及び急病等の場合

- ① 職員が事故発見者の場合、近くの来場者へ事務所への通報を依頼すると共に、直ちに救護活動に入る。怪我及び病気の状態が軽度と判断される場合は、事務所での簡単な措置を行なう。怪我及び病状が深刻な状態と判断された場合には、救急車の要請を行ない、傷病者の性別・年齢・けが及び病気の症状等をできるだけ詳しく、救急隊へ伝える。
- ② 入場者からの通報により、事故の発生を知らされた場合には、通常業務に必要な最低人員を事務所へ残し、事故現場に急行する。
- ③ 傷病者の症状により事務所へ移送するか、救急隊の到着を現場で待つかの判断を行なう。
- ④ 自ら病院へ行かれる場合については施設周辺の病院を紹介する。
- ⑤ 救急車を要請する場合には救急隊へ怪我、病気等の病状を詳しく伝えるとともに性別・年齢も伝える。
- ⑥ 傷病者の安全が確保された後、状況により家族への連絡を行なう。

3 訓練について

- | | |
|---------------|-------|
| ① 緊急避難訓練 | 年1回実施 |
| ② 救命ボート海中投下訓練 | 年1回実施 |

- | | |
|----------------------|-------|
| ③ 救命浮輪海中投下訓練 | 年1回実施 |
| ④ 落下者引き上げ訓練 | 年1回実施 |
| ⑤ 救命救急訓練（人工呼吸・心肺蘇生法） | 年1回実施 |
| ⑥ 救助者運搬訓練 | 年1回実施 |
| ⑦ 緊急連絡訓練 | 年1回実施 |
| ⑧ 消火器による消火訓練 | 年1回実施 |

その他各施設の特性に対応し、安全を第一とした対策を実施する。

磯子海づり施設 事故対応マニュアル

H18.4.1

※つり棧橋巡回時は携帯電話及びマリンポーチを携行すること

1・棧橋からの転落事故

- 事故が発生した場合、通常業務に必要最低人員以外の職員は直ちに救助体制に入ること。
- 事故が発生した場合、所長は職員に適切な指示を出し迅速に実行させること。
- 事故が発生した場合、所長の指示に従い任務を迅速に実行すること。

◆ 事故発見者→職員	◆ 事故→入場者の通報
① マリンポーチ、浮輪を投下し転落者につかませる(浮輪の投下は転落者より遠くに投げロープをたぐり寄せてつかませる。)	① 2名(A・B)は携帯電話、マリンポーチ、救命胴衣、救命イカダを携行して現場に急行、1名(C)は事務所に待機。
② 救助活動のため事務所(752-3436、761-1931)への通報が出来ない場合は近くの入場者に携帯電話での連絡を依頼し、救助活動(浮輪の投下)の協力も依頼する。	▼1名(A)は ② マリンポーチ、浮輪、救命イカダを投下し転落者につかませる。
③ 携帯電話で消防署(119)に救助要請を行ないつつ、浮輪で転落者の確保に努める	③ 近くの入場者に救助活動(浮輪の投下)の協力を依頼
電話内容 「こちらは磯子海づり施設です。海への転落事故が発生しました。救助お願いします。」	▼1名(B)は ④ 携帯電話で消防署(119)へ電話し救助要請
④ 事務所(752-3436、761-1931)に状況を電話し、救助用品の搬送を指示する。(毛布、タンカなど)	電話内容 「こちらは磯子海づり施設です。海への転落事故が発生しました。救助お願いします。」
⑤ 転落者が自力で非常ハシゴから上がれるときには、棧橋に上がってもらい事務所から届いた毛布等で保温する。	▼1名(B)は ⑤ 転落者が浮輪を確保できたら、事務所に戻り毛布などをとりにいく。
⑥ 転落者に体力的余裕がなく、自力で上がることができないときは、棧橋下に引き上げるか、できなければ浮輪、あるいは救命イカダで身体を確保し、消防隊の到着を待つ。	事務所内(C) ⑥ 現場で救助要請ができない場合は消防署(119)に救助要請を行ない、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)、警察(110)に事故発生を電話連絡。AED、毛布、タンカ等を用意する。
⑦ 消防署が到着していれば、その指示に従ってサポートとして行動すること。	⑦ 施設を臨時閉場し、切符の販売中止、入口閉鎖などの入場禁止の措置をとる。事故の発生を場内放送し救助への協力を要請する。売店に臨時閉場を告げる。
⑧ 自力で歩くか、タンカか、いずれかで事務所に搬送する。事務所内で着替えをさせ救急隊を待つ。	⑧ 消防隊が到着したら、現場案内、状況説明を行なう。
⑨ 家族への連絡が必要であれば、聞き取りでか、できなければ、所持品等から調べ状況により施設へ、または搬送先にきていただく。	⑨ 状況により搬送先に付き添っていくか判断する。
◆ 事故発生の連絡・営業再開について	
▼所長(職員)は事故発生後、本部への人員の応援が必要と判断したときは速やかに要請すること。	
▼所長(職員)は関係機関の事故処理が終了した後、本部、及び本牧ふ頭事務所に営業再開について指示を仰ぐこと。	
▼営業再開が出来ないと、本部、本牧ふ頭事務所、あるいは所長が判断した場合は、売店、食堂に告げ、来場者に放送にて事情説明、帰宅をお願いし管理棟を閉鎖する。	
※料金の返金方法、駐車場料金等について、本部の指示を仰ぐこと。	
◆ 事故処理後の営業再開について	
① 消防署、警察署等の事故処理が終了し、本部、本牧ふ頭事務所の営業再開の承認を得て、再開が可能か所長(職員)が判断し次第営業再開の準備を行う。売店に営業再開の準備を告げる。	
▼使用した浮輪に異常がないか確認後、再設置。使用不可の場合は新しいものと交換。	

磯子海づり施設 安全対策マニュアル

H18.4.1

●つり棧橋(つり棧橋巡回時は携帯電話及びマリナーポーチを携帯すること)

1・利用者の危険な行為を発見した場合は直ちに必要な措置を講じる	
◆ 危険な行為	◆ 安全確保のための必要な措置
① 手すりに上ったり、海側へ身を乗り出すこと	① 口頭で注意し止めていただく
② 棧橋内を走り回ること	② 口頭で注意し止めていただく
③ 棧橋下へ降りて釣りを行なうこと	③ 口頭あるいは場内放送で注意し止めていただく
④ 周囲に注意を払わず投げ釣りをするとき	④ 口頭あるいは場内放送で注意の喚起する
	放送内容 「本日はご来場ありがとうございます。お客様にご注意申し上げます。投げ釣りを行なう場合は周囲の安全を確認してください。思わぬ事故の原因となりますので、ご注意ください。」
⑤ 酩酊して釣りを行なうこと	⑤ 飲酒を止めてもらい、事務所へ誘導し休憩をとっていただく
⑥ 棧橋で火気等を使用すること	⑥ 口頭で注意し止めていただく
◆ 迷惑な行為	◆ 必要な措置
① 一人で3本上の竿を使用し、広く釣り場を占有する	① 口頭あるいは場内放送で注意し止めていただく
	放送内容 「本日はご来場ありがとうございます。お客さまにお願い申し上げます。当施設では、お一人竿の使用は2本までとなっています。釣り場は込み合ってきましたので、譲り合って釣りをお楽しみください。」
② 大声等で他の利用者へ迷惑を掛けること	② 口頭あるいは場内放送で注意し止めていただく

●台風接近時の対応

◆ 状況	◆ 処置及び対応等
① 施設の閉場(臨時休業)	① 台風情報等に基づき、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)と協議し最接近日の前日までに開場・閉場を決定し、閉場の場合は当日朝から臨時休業とすること
② 臨時休業の広報	② ▼HPに流す ▼本部(621-6321)・本牧ふ頭事務所(623-8231)・交通局磯子営業所(751-7581)・警備会社(440-0873)・売店に電話連絡 ▼立看板を設置(入口門扉)
③ つり棧橋の被害防止	③ 台風の規模・コースの判断により、つり棧橋の浮輪、ゴミ箱、ベンチを撤去

※ 職員の待機について

複数の職員で待機すること
待機時間は本部(621-6321)との打合せによるが、これより以下のことが優先し、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)に連絡して帰宅
▼身に危険がおよぶ恐れがあると思われた時帰宅すること(安全第一である)
▼帰路の道路が冠水などで帰宅できなくなる前に帰宅すること

●強風・大雨について

◆ 強風	◆ 措置・対応等
① 風速15m超	① 放送により注意の喚起を行なうこと

		放送内容 「只今15mを超える強い〇風が吹いています。身の安全に十分ご注意ください。また、荷物など飛ばされないようご注意ください。なお、気象の変化によりこれ以上の風が吹くようでしたら、一時退避をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。」
② 風速20m超	② 放送及び職員により避難誘導を行なう	
		放送内容 「只今20mを超える強い〇風が吹いており、大変危険な状態になりました。恐れ入りますが荷物を持って一時退避してください」
③ 現在及び今後の気象情報	③ 情報の収集に努め来場者に放送する	
◆ 大雨	◆ 措置及び対応等	
① 現在及び今後の気象情報	① 本牧ふ頭事務所(623-8231)、交通局(751-7581)その他から情報を収集し、アクセス道路及び周辺道路の冠水や市バスの運行が中止される状況が迫ってきた場合は、本部(621-6321)・本牧ふ頭事務所と協議して施設を閉鎖する。来場者には閉場の理由を告げ各種の気象情報等を放送し急ぎ帰宅していただく。売店に告げる。 ※臨時閉場する場合、返金等のことは、本部の指示を仰ぐこと。	
② 臨時休業の広報	② ▼HPに流す ▼本部(621-6321)・本牧ふ頭事務所(623-8231)・交通局磯子営業所(751-7581)・警備会社(440-0873)に電話連絡 ●立看板を設置(入口門扉)	
※ 職員の待機について		
複数の職員で待機すること		
待機時間は本部(621-6321)との打合せによるが、これより以下のことが優先し、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)に連絡して帰宅		
▼身に危険がおよぶ恐れがあると思われた時帰宅する(安全第一である)		
▼帰路の道路が冠水などで帰宅できなくなる前に帰宅すること		

●雷について

◆ 状況	◆ 処置及び対応等
① 落雷警報装置・第一段階の表示	① 今後の状況の推移を注視し気象情報の収集を行なう
② 落雷警報装置・第二段階の表示(注意報)	② 公園等全来園者に放送で落雷注意報の発報を知らせる 放送内容 「お客様にお知らせします。只今落雷注意報が発報しましたのでご注意ください。今後落雷警報が発報した時は放送しますので避難をお願いします。」
③ 落雷警報装置・第三段階の表示(警報)	③ 放送、職員により管理棟へ一時避難の措置を行ない、一時入場を見合わせる。 放送内容 「お客様にお知らせします。只今落雷警報が発報しましたので急ぎ避難してください。」
④ 避難解除	④ 落雷警報装置の表示がなくなり、気象情報等により、雷雲が遠のいたと判断できた時避難解除の放送を行ない、入場制限を解除する。 放送内容

「お待たせいたしました。避難を解除いたしますので、釣りをしてください。なお、再び警報が発報することがありましたら、放送しますので、避難ご協力をお願いします。」

●地震・津波について(防火管理規定に基づき行動)

◆ 状況	◆ 措置及び対応について
① 地震を感知	① 情報収集に努め、職員により来場者及び施設の安全確認を行ない、施設来園者に放送で地震情報を伝える。
② 震度5以上の地震	② 来場者へ放送あるいはメガホンで注意をし、釣り場、事務所等が被害を受け営業できないと判断される場合は、負傷者の有無、被害の状況を把握し本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)へ連絡、営業を中止し来場者を資源循環局建物へ誘導する。売店に告げる。
③ 負傷者でた場合	③ 営業を中止、消防署(119)へ連絡し救急の要請を行ない、負傷者を資源循環局建物へタンカ、車イス等で避難させる。
④ 甚大な被害を受けた場合	④ 消防署(119)、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)へ連絡し、被害状況等を報告し応援の要請を行なう。ライフラインの状況を確認する。
⑤ 施設の閉場	⑤ 本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)と今後のことを協議、電気・通信に異常がなければ、HPに流し、交通局(751-7581)に連絡し、掲示板だす。売店に告げる。
⑥ 職員の帰宅	⑥ 本部(621-6321)と打合せを行ない、安全第一に帰宅できるよう考慮すること。
◆ 津波警報について	◆ 措置及び対応について
① 津波警報が発令された場合	① 情報収集に努め、来場者に放送で津波情報を伝える。 ② 施設を閉鎖し、来場者に、放送及び職員により、避難場所の資源循環局建物に誘導する。本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)に避難した旨を連絡する。 ③ 施設閉鎖の看板を出し、HPに情報を掲載し、交通局に(751-7581)に連絡する。 ④ 本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)と今後のことを協議する。

●雪について

◆ 状況	◆ 対処
① 営業中の積雪について	① 気象情報の収集に努め、施設各所への積雪が予想される事態になったとき、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)と協議のうえ営業を中止し施設を閉鎖する。臨時休業の看板の設置、交通局(751-7581)への連絡、HPへの掲載等を行なう。売店に告げる。
② 営業開始前の積雪について	② 積雪が軽く、職員の手による除雪で、安全に開場できると判断される場合は営業を行なう。しかし、積雪が多く人手では除雪できず、また、営業には危険であると判断された場合は、本部(621-6321)、本牧ふ頭事務所(623-8231)と協議して臨時休業の措置をとる。さらに除雪方法を本部と検討し早期の営業再開に努める。臨時休業する時は、HPへ掲載し、交通局(751-7581)へ通報する。売店に告げる。 ※臨時閉場する場合、返金、駐車場料金等のことは、本部の指示を仰ぐこと。

●火災について(防火管理規定に基づき行動)

	◆ 対処
① 管理棟内	<p>① 火災を発見したら直ちに近くにある消火器で消火を行い、入場者の避難誘導を行ない、消防署(119)へ通報し売店に告げ本部、本牧ふ頭事務所(623-8231)へ連絡、報告する。</p> <p>▼営業が再開できるかは、所長が判断し、営業を再開するが、再開ができないと判断した場合は、本部、本牧ふ頭事務所に連絡し来棟を要請し指示を仰ぐ。</p> <p>▼臨時閉場が設定した場合は、放送でお客様に知らせ、売店に告げ、交通局に連絡する。</p> <p>▼臨時閉場をHPに掲載、看板を設置する。</p> <p>※臨時閉場する場合、返金、駐車場料金等のことは、本部の指示を仰ぐこと。</p>
② 釣り桟橋	<p>② 消火器で消火、状況によっては入場者の避難誘導、消防署へ通報し、本部、本牧ふ頭事務所へ連絡、報告する。</p>
③ 公園内	<p>③ 消防署(119)へ電話、消火器を持って現場へ、消防到着後は、本部、本牧ふ頭事務所へ連絡、報告する。</p>
④ 駐車場	<p>④ 消防署(119)へ電話、消火器を持って現場へ、消防到着後は交通整理等を行う。本部、本牧ふ頭事務所へ連絡、報告する。</p>

●熱中症について(つり桟橋内)

◆ 状況	◆ 対処
① 熱中症を防ぐ	<p>① 放送をこまめに行い、お客様に注意を促す。</p> <p>放送内容</p> <p>「本日はご来場ありがとうございます。お客様にお願い申し上げます。本日は熱中症になりやすい気象条件になっています。お客様には、水分の補給と、時々管理棟休憩室での休憩をお願いします。もし、体調が思わしくないと思われましたら、ご遠慮なく、スタッフに声をお掛けください。」</p>
② 熱中症と思われる場合	<p>② ▼症状が軽いと思われる場合でも軽視してはならない。</p> <p>▼お客様を車椅子あるいは、徒歩で事務所など涼しいところまで来ていただき(運び)、身体を冷やし体温を下げ、水やスポーツドリンクなどの水分を取らせる。</p> <p>▼家族への連絡が必要であれば連絡する。</p> <p>▼症状が回復しないときは、直ちに救急車の手配をする。</p> <p>▼病院への付き添いが必要か判断する。</p>

防火管理規定

第1章

(目的)

第1条 この規定は、防火管理の徹底を期し、火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2章

(自衛消防隊)

第2条 横浜市磯子海づり施設管理棟防火管理対象物に、自衛消防隊を設置する。

第3条 自衛消防隊は隊長・副隊長のもとに、通報連絡・避難誘導・消火・救護の各班を持って組織する。

その編成は別表の通りとする。

(任務分担)

第4条 隊長・副隊長は、各班長以下を統括指揮し、災害の局限防止につとめなければならない

2 各班の任務分担は次の通りとする。

(1) 通報連絡班

火災の発生をすみやかに消防機関及び建物の所有者・防火管理者に通報するとともに、公設消防隊が到着した時は、情報の提供と誘導を行う。

(2) 避難誘導班

避難者の誘導にあたる。

建物内部の要救助者の有無を確認する。

(3) 消火班

消火用設備器具をもって迅速に消火活動を行う。

(4) 救護班

負傷者その他被救護者の応急救護にあたり、公設救急隊との連絡を密にし、人命安全の確保にあたる。

第3章

(防火管理者の権限及び業務)

第5条 防火管理者は消防計画の定める事項の実施について一切の権限を有し、管理権原者指示を受け、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の検討及び変更。

- (2) 消火・通報・避難及び避難誘導訓練の実施。
- (3) 建築物・火気使用設備・危険物施設等の点検検査の実施及び監督。
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督。
- (5) 火気の使用又は取扱に関する指導監督。
- (6) 収容人員の管理。
- (7) 消火活動上支障となる物質の取扱に関する指導監督。
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務。

第4章

(防火教育)

第6条 防火管理の目的を達成するために必要な防火・防災・救急・救護等消防技術の向上と震災対策の確立を図るため、防火管理者は機会をとらえて防災教育あるいは消防機資材の取扱い指導を行わなければならない。

(消防訓練)

第7条 横浜市磯子海づり施設管理棟防火管理対象物の災害に対応し、被害を最小限度に防止するために、自衛消防隊並びに関係者は消火・通報・避難の訓練を実施し、有事に備えなければならない。

- 2 前項の訓練実施基準は別表の通りとする。

第5章

(震災予防措置)

第8条 地震時の災害の発生を予防するため次のことを行うものとする。

- (1) 工作物、物品の落下、倒壊及び危険物等の転倒防止措置を図る。
- (2) 避難上障害となる物件を置かない。
- (3) 出火原因となるおそれのある場所は、常に点検確認して整備しておくこと。

(警戒宣言)

第9条 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、地震による人的物的被害の軽減を図るため、次により地震防災組織を編成する。

第10条 地震防災組織は、隊長・副隊長のもとに、情報収集連絡・避難誘導・応急救護・安全点検の各隊をもって組織する。

(任務分担)

第11条 隊長・副隊長は、各隊長以下を統括指揮し、応急対策を適切に遂行しなければならない。

- 2 各隊の任務分担は次の通りとする。

(1) 情報収集連絡隊

警戒宣言発令後の正確な情報の収集及び顧客等に対する正確かつ迅速な情報連絡を行う。

(2) 避難誘導隊

顧客等の安全避難のようどうを行う。

(3) 応急救護隊

非常用の食糧及び医療品等の点検を行い、地震発生後負傷者の救急救護を行う。

(4) 安全点検隊

建築物・火気使用設備・危険物設備・消防用設備・消火活動上支障となる物質等の安全点検を行う。

(地震発生後)

第12条 地震が発生した時は、次の措置を行うものとする。

(1) 身の安全を図る。

(2) 素早く付近にある火の元の処置を行い、火災の発生防止につとめること。

(3) 自衛消防組織を効果的に活用し各担当者はそれぞれ適切な措置を行う。

(4) 隊長は建物の破損、負傷者の有無、周辺の被害状況を確認し、火災等により危険が迫った場合は、時を失せず避難命令を出し、一時あるいは広域避難場所への避難を行う。

第6章

(自主点検)

第13条 防火管理者は、建物内に設置されている消防設備等あるいは防火施設等について、その機能を維持管理するため点検を自主的に行うものとする。

(報告)

第14条 管理権原者は、消防用設備等について定期(6ヶ月ごと)に点検し、維持台帳に記録するとともに、点検結果を1年に1回消防署長に報告するものとする。

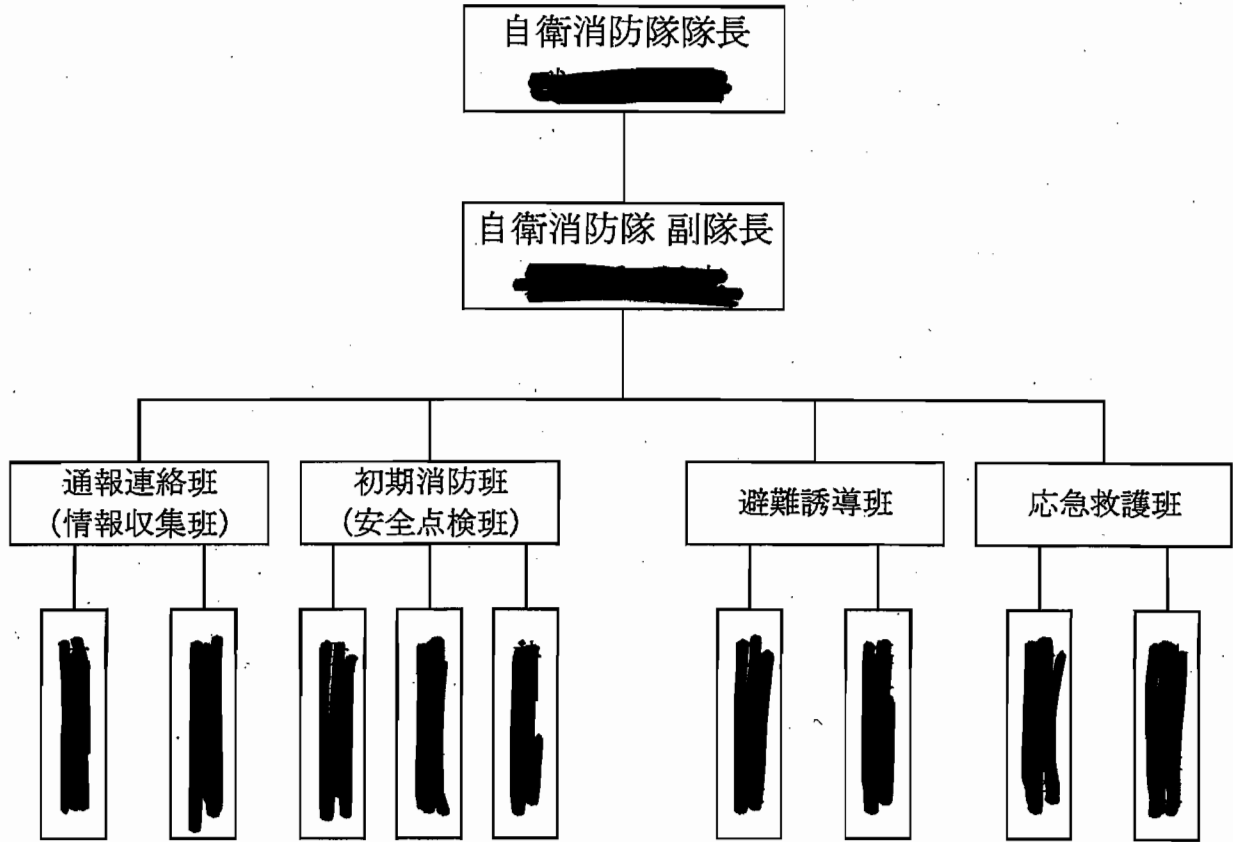
付 則

この規定は、平成14年4月1日から施工する。

横浜市磯子海づり施設
横浜市磯子区新磯子39番地先
電話 045-761-1931

平成21年4月1日

横浜市磯子海づり施設 自衛消防隊 組織図



※ 地震防災時も同組織で対応

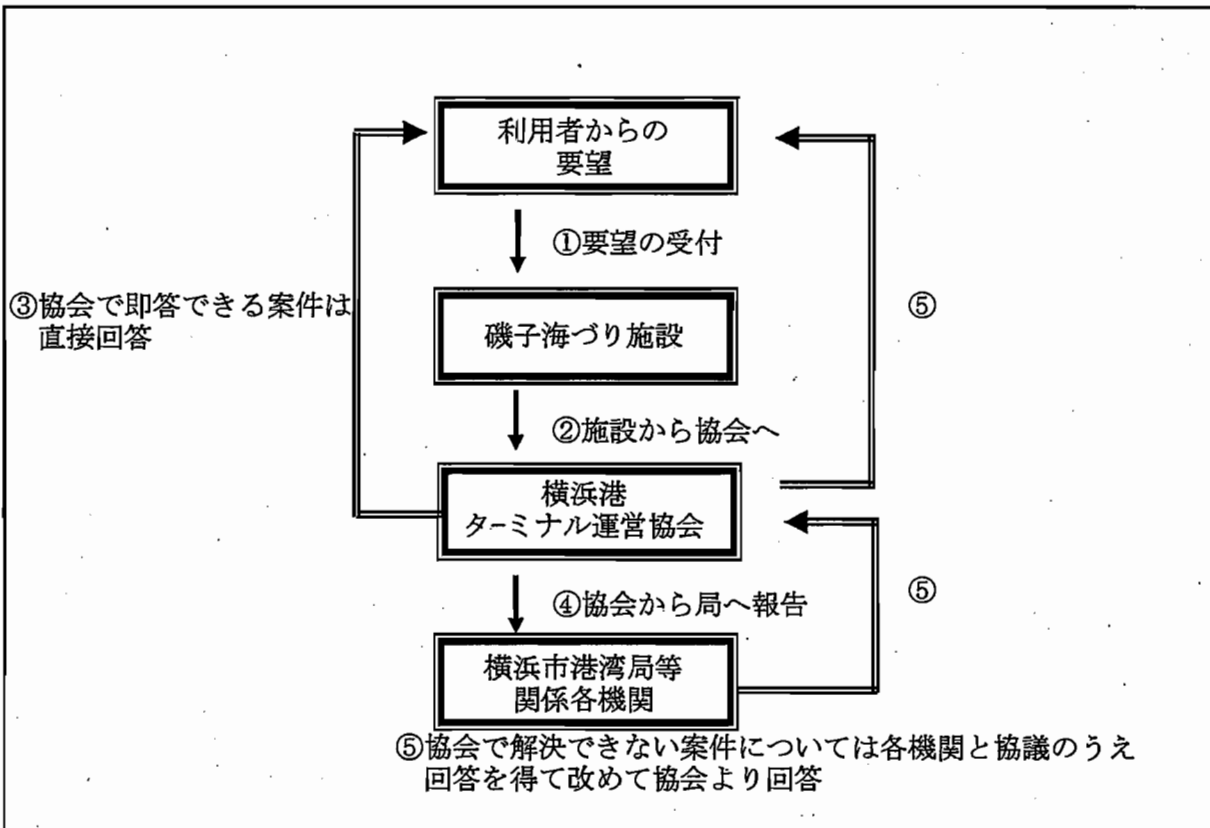
平成22年度
要望対応方針・事務フロー

施設名（磯子海づり施設）

要望対応方針

- ① 利用者からの要望については施設受付で直接お聞きすることは勿論、電話、メールを問わず、内容を良くお聞きしますが、即答は控えさせていただきます。
- ② 要望を出された方の氏名、住所等をお聞きして、後日ご返事することを約束します。
- ③ 出された要望を協会内部で検討し、即時対応できるものについては、対処します。
- ④ 検討し、港湾局等関係機関の判断を仰がなくてはならないものについては、要望を出された方へ検討中の旨、回答に時間を頂きたいことをお知らせします。
- ⑤ 要望にお応えできるものについては、早い段階での対処を心がけますが、要望どおりの回答ができないものについては理由をお知らせします。
- ⑥ 施設の改善等についての要望に対する結果はHPや施設掲示板にてお知らせします。
- ⑦ 無記名にての単なる批判や中傷についてはお答えしないものとします。
- ⑧ 要望に際し、頂いた個人情報については外部へ流出しないよう、細心の注意をもって取扱い、保管をします。

事務フロー



平成22年度 自主事業計画表

施設名 (磯子海づり施設)

月	実施日	イベント名	内 容	参加料	事前申込	協賛企業
4月	4月4日(日)	春の小中学生無料開放日	小中学生無料開放	なし	なし	
	4月19日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と浮輪の投入訓練			
5月	5月5日(水)	こどもの日小中学生無料開放日	小中学生無料開放	なし	なし	
	5月24日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と浮輪の投入訓練			
6月	6月2日(木)	開港記念日小中学生無料開放日	小中学生無料開放	なし	なし	
	6月21日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と心肺蘇生訓練(AED)			
7月	7月19日(月)	海の日小中学生無料開放日	小中学生無料開放	なし	なし	
	日程未定	救命・救助訓練	鶴見消防署の指導による救命・救助訓練、大黒と合同			
8月	8月1日(日)	夏休み子供海づり大会	小中学生無料開放・釣れた魚の数・表彰式	なし	なし	ダイドー
	8月22日(日)	夏休み小中学生無料開放日	小中学生無料開放	なし	なし	
	8月23日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と浮輪の投入訓練			
	日程未定	接客研修	お客様との対応、コミュニケーション構築等の研修			
9月	9月11日(土)	メジナ釣り大会	釣れたメジナの数	釣り料金	なし	
	9月27日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と心肺蘇生訓練(AED)			
10月	10月9日(日)	タナゴ釣り大会	釣れたタナゴの数	釣り料金	なし	
	10月25日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と浮輪の投入訓練			
	日程未定	個人情報保護研修	個人情報の収集、管理及び法体系等の研修			
11月	11月15日(月)	緊急避難訓練	利用者の避難誘導と連絡手順の確認			
	11月28日(日)	カレイ釣り大会	釣れたカレイの数	釣り料金		
12月	12月11日(土)	初心者釣り教室	予約10名(個人又は親子)、貸竿、サビキ仕掛無料	釣り料金	電話受付	ハヤブサ
	12月20日(月)	火災訓練	火災発生時の連絡体制確認・避難誘導及び消火訓練			
1月	1月2日(日)	年間大物賞スタート	登録者に認定書を作成サービス	釣り料金	なし	伊藤園・コココーラ・キリン・グリコ・ハヤブサ
	1月2・3日	来場者へのプレゼント	お汁粉、潮時表200部配布	施設利用料	なし	
	1月17日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と心肺蘇生訓練(AED)			
2月	2月13日(日)	22年大物賞表彰式	1月10日に確定、HPに発表	なし	対象者	
	2月13日(日)	来場者へのプレゼント	ホッカイロ配布(先着100名)	施設利用料	なし	
	2月21日(月)	救助訓練	担架を利用したの救助訓練			
3月	3月13日(日)	春だよ釣り大会	釣れた魚の数	釣り料金	なし	
	3月28日(月)	救助訓練	連絡体制の確認と心肺蘇生訓練(AED)			

平成22年度 磯子海づり施設 指定管理料金 資金計画表

(平成22年1月末の試算のため3月に組みなおし予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設管理費(協会職員給与)	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,667	566,663	6,800,000
1 施設管理費(協会)	550,998	569,365	550,998	621,110	621,110	550,998	569,365	500,922	484,225	500,922	467,527	569,365	6,556,905
2 消耗品費(作業着・トイレペーパー)	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,260	967,960
3 備品費(イス・看板)	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,337	100,000
4 印刷費(回数券・パンフ)	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	135,000
5 通信費(電話・ネット)	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	318,000
6 行事費(釣り大会)	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	6,500	100,000
7 賃借料(プレハブ)	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,100	310,000
8 魚体検査費(年1回)									33,600				33,600
9 施設保険料(賠償責任保険)	60,690												60,690
10 燃料費(ガソリン)													0
11 清掃費	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,631	8,629	103,570
12 警備費(機械警備)	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	450,000
13 光熱水費(水道・電気)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500	570,000
14 修繕費(トイレ・フェンス)	8,337	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	8,333	100,000
15 減価償却費	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,667	6,663	80,000
運営費計(1~15)	881,506	839,179	820,812	890,924	890,924	820,812	839,179	804,336	754,039	770,736	737,341	835,937	9,885,725
計(管理費+運営費)	1,448,173	1,405,846	1,387,479	1,457,591	1,457,591	1,387,479	1,405,846	1,371,003	1,320,706	1,337,403	1,304,008	1,402,600	16,685,725
消費税	72,408	70,292	69,373	72,879	72,879	69,373	70,292	68,550	66,035	66,870	65,200	70,130	834,281
総計	1,520,581	1,476,138	1,456,852	1,530,470	1,530,470	1,456,852	1,476,138	1,439,553	1,386,741	1,404,273	1,369,208	1,472,730	17,520,000

指定管理料金	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,083	847,087	10,165,000
施設利用料金	640,000	730,000	600,000	610,000	720,000	830,000	830,000	640,000	500,000	500,000	300,000	450,000	7,350,000
雑収入(公衆電話料金)	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	380	5,000
預金利子													0
総計	1,487,503	1,577,503	1,447,503	1,457,503	1,567,503	1,677,503	1,677,503	1,487,503	1,347,503	1,347,503	1,147,503	1,297,467	17,520,000